

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間及び 53 年 7 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月及び同年 8 月
③ 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月まで
④ 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私は、毎月村役場や公民館で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付期間について「私は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と述べており、オンライン記録により納付年月日が確認できる期間についてみると、申立人及びその夫は同一日に納付していることが確認できることから、一緒に納付していたとする申立人の夫が納付済となっている申立期間①及び②の保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間④については、オンライン記録によれば、申立人の夫は国民年金保険の被保険者であるものの、申立人同様、未納となっていることが確認できることから、当該期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立期間③については、申立人は「息子が中学卒業と同時に本土に働きに出ていた時期は生活が苦しく、保険料を納めていなかったかもしれない。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から53年3月までの期間及び53年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年7月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料については、所持している領収書と国民年手帳に貼付されている「国民年金保険料納付記録」により、重複して納付していることは間違いないので、申立期間の保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳に貼付されている「国民年金保険料納付記録」によれば、国民年金保険料について、平成7年5月分が同年7月21日付けで、同年6月分が同年8月17日付けで、同年7月分が同年9月20日付けでそれぞれ納付されたことを証する領収印(ゴム印)を押されていることが確認できる上、申立人は、平成7年10月17日付けで市役所が発行した申立期間の3か月分の保険料の領収書を所持しており、申立期間の保険料が二重に納付されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが二重に納付された記録は無く、申立期間の保険料が還付処理や他の未納期間に充当処理された記録も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が主張する昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、56 年 3 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 3 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 53 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 55 年 9 月までは 16 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社B営業所に継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人は、昭和 52 年 3 月 15 日に、同年 3 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格取得日として被保険者台帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる上、A社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が同年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、56 年 3 月 1 日に喪失したことが確認できる。

しかしながら、前述の払出簿及び通知書に記載された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号については、年金事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、当該記号番号が欠落しており、その理由について、年金事務所は不明としているなど、同事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和 52 年 3 月 1 日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得し、56 年 3 月 1 日に喪失した旨の届出を社

会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、同時期入社と同僚の厚生年金保険被保険者原票等の記録及び申立人に係る雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額の記録から、昭和 52 年 3 月から同年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 53 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 55 年 9 月までは 16 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

私は、平成15年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、同年12月分の国民年金保険料の納付書が社会保険事務所(当時)から届いたので、16年1月に同事務所の窓口で納付した記憶があるので、申立期間の保険料の納付が確認できないとの年金事務所の回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成16年1月に納付したと述べていることから、平成16年1月から17年3月までに収納された分の「国民年金保険料領収済通知書」を調査したところ、申立期間に係る同領収済通知書は確認できない上、同年1月から17年3月までに社会保険事務所が被保険者から収納した国民年金保険料の合計額と領収済通知書記載額の合計額は一致している。

また、社会保険事務所の窓口で被保険者から保険料を領収した際に「領収書」及び「国民年金保険料領収済通知書」に通し番号が印字されるが、当該通し番号を管理する「スタンプ領収番号使用簿」に欠番は無い。

さらに、申立人に対して、現在の基礎年金番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年9月まで

私は町役場の臨時職員として採用された平成3年10月に当時の国民年金の担当職員の勧めで国民年金に加入し、年金窓口で納付書を受け申立期間の保険料を納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の平成3年10月から同年12年までの国民年金保険料を5年12月に過年度納付していることがオンライン記録及び申立人に係る国民年金被保険者台帳により確認でき、当該保険料を納付した時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が曖昧であり、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間及び51年2月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで
② 昭和51年2月から62年12月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については納付記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、当時私は個人の事業所に勤務していたので、私の国民年金保険料は私の父親が自治会や町役場で納付しており、一緒に納付していた私の両親の申立期間の保険料はすべて納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料の納付記録が確認できないとの回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は146か月と長期間であり、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が納付していたと主張しているが、申立人は昭和56年*月に日本国籍を取得しており、それ以前は、制度上、国民年金に加入することはできない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは62年3月であり、この時点で、申立期間の大半が、時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、時効到来前の納付可能であった過年度保険料は、制度上、町役場で納付することができない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、国民年金保険料を納付していたものの、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間であることから、納付記録を訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
厚生年金保険の加入期間である申立期間の国民年金保険料を、市役所が受領したことが確認できる国民年金手帳を所持しており、申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金保険料納付記録」欄によれば、申立期間を含む昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みであることを確認した旨の市名の押印(ゴム印)及び領収済印が確認できる。

また、申立人は申立期間において、厚生年金保険の被保険者であるが、申立人に係る被保険者台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録において、申立人に国民年金保険料を還付した形跡は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの期間、6年7月から7年8月までの期間及び8年11月から9年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年10月まで
② 平成6年7月から7年8月まで
③ 平成8年11月から9年4月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については納付記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私は、平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料が未納との通知を受け納付した記憶があり、平成6年7月から7年8月までの期間及び8年11月から9年4月までの期間は届いた納付書で納付した記憶があるので、未納であるとの回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の未納通知を受け保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①に係る過年度保険料の納付書が平成7年4月10日に作成されていることがオンライン記録により確認できるものの、その納付書により納付された記録は確認できない上、申立人から協力が得られないことから申立期間の保険料の納付状況等について聴取することができない。

また、申立期間②及び③について、オンライン記録によれば、平成22年5月に申立期間②及び③の資格の取得及び喪失記録の追加が行われたことにより、当該期間は国民年金の未納期間として記録訂正されており、申立期間当時は未加入期間であったことから、当該期間の国民年金保険料の納付書が作成されることは無い上、資格の取得及び喪失記録が追加された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人に対して、現在確認できる国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は昭和 35 年 5 月 28 日から 38 年 12 月 20 日まで、A 社に勤務していたが、同社 B 事務所に転勤した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社を退職したわけではなく、人事異動であり、給与等の労務管理はすべて本社で行っていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたと主張しているが、同社と取引関係にあったとする C 社（その後、D 社となり、昭和 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、49 年 7 月 1 日に適用事業所ではなくなっている。）の経理担当をしていた者によると、「C 社は、35 年 5 月ごろ、中学校を卒業したばかりの申立人を含む数名を A 社（本社）に研修のため派遣した。その後申立人を含め四人が沖縄に戻って、C 社の社員として勤務しており、当該四人は A 社の社員ではなかった。申立期間当時、給料は当時の通貨のドルで支払っており、給料から保険料は控除していなかった。」と証言している。

また、沖縄において厚生年金保険制度が施行されたのは昭和 45 年 1 月 1 日であり、申立期間において、前述の沖縄にあった C 社は制度上、厚生年金保険に加入することはできなかった。

さらに、申立人と同時期に A 社（本社）において厚生年金保険の資格を喪失し、C 社に異動した当該同僚三人のうち、一人は、「申立人と一緒に勤務はしていたが、沖縄で勤務していた期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、当該同僚三人に係る厚生年金保険の加入記録は、申立期間において確認することはできない上、A 社（本社）に係る被保険者名簿においても、

申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することはできない。

加えて、A社は昭和46年6月1日に、C社を継承したD社は49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立人の勤務実態や社会保険の取扱状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。